

市第179号議案 横浜市企業立地等促進特定地域における
支援措置に関する条例の一部改正

1 趣旨

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号、以下「条例」）は、平成16年の制定以来、現在までに100件の企業立地を認定し、税軽減や助成金等の支援により、中長期的に本市の経済・財政を支える企業の立地促進に大きな役割を果たしてきましたが、平成27年3月31日をもって適用期間が終了します。

今後も、企業立地を促進することにより、雇用の場の創出や市内企業の事業機会の拡大を図り、市内経済を活性化させていく必要があります。そこで、条例の適用期間を延長するとともに、支援対象や助成率等の見直しにより政策的な立地促進を図るため、条例の一部改正を行います。

2 改正の主な内容

(1) 適用期間【附則】

適用期間を3年間延長します。

現行条例	改正案
平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年）	平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年）

(2) 固定資産取得型への支援（自社ビル、研究所、工場の建設等）

成長分野育成ビジョンに掲げる「成長・発展分野」の企業集積を図るため、支援を重点化します。また、テナント誘致の受け皿確保のため、第1期条例で実施した賃貸ビル建設への支援を再導入します。

ア 対象地域による助成率・上限額の見直し【第8条第1項、第12条及び別表第2から7まで】

投資額に対する助成金について、助成率・上限額を次のとおり見直します。

事業所の種類	現行条例 (9地域一律)	改正案	
		対象地域	助成率（上限額）
本社・研究所	10%（20億円）	みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域	12%（50億円）
		京浜臨海部地域 臨海南部工業地域	12%（20億円）
		環境・エネルギー 健康・医療分野の研究所 本社、上記分野以外の 研究所	10%（20億円）
		上記以外の5地域	8%（20億円）
工場	8%（20億円）	全9地域	8%（20億円）
本社以外の 事務所	6%（20億円）	全9地域	5%（20億円）

イ 観光・MICE施設建設への支援の新設【第2条第9・11号、第8条第1項、第12条及び別表第2・4・7】

「観光・MICE施設(※)」について、建設への支援を新設します。

項目	改正案
対象地域	みなとみらい21地域
助成率等	助成率：12%（上限額：50億円）

(※) 観光・MICE施設

- ① 観光・エンターテインメント施設：博物館、美術館、劇場、その他施設で一定規模以上のもの
- ② ホテル：客室面積など一定の基準を満たすグレードのホテル

ウ 賃貸ビル建設への支援の再導入【第2条第10・11号、第8条第1項、第12条及び別表第2・4・7】

項目	改正案
対象地域	みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域
助成率等	助成率：10%（上限額：50億円）
その他	一定規模以上のオフィス床を有する賃貸ビルを対象とし、「オフィス部分」、「観光・MICE施設部分」を支援対象とします。

(3) テナント型への支援（本社、研究所の設置）

賃借する形態の企業立地を促進するため、テナント誘致の取組を強化します。また、国際的ビジネス拠点の形成を推進するため、外資系企業に対し支援を強化します。

ア 対象地域・助成期間の見直し【第2条11号及び第8条第2項】

法人市民税相当額の助成金（上限1億円/年）について、対象地域・助成期間を次のとおり見直します。

項目	現行条例	改正案	
対象地域	業務系5地域	業務系5地域＋京浜臨海部地域、臨海南部工業地域	
助成期間	3年間	みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域	4年間
		京浜臨海部地域 臨海南部工業地域	4年間
		環境・エネルギー 健康・医療分野 製造業	3年間
		上記以外の業務系3地域	3年間

イ 外資系企業の特例【第2条第5・12号及び第8条第2項】

現行の多国籍企業の特例を見直し、外資系企業の特例を設けます。

項目	現行条例（多国籍企業）	改正案（外資系企業）
要件	① 日本以外に2か国以上で事業展開を行うもので、地域統括機能を有する事業者 ② 本店所在地以外に2か国以上で事業活動を行う外国会社が設立した日本法人で、地域統括機能を有する事業者	外国会社が株主等の議決権の1/3超を有している日本法人
助成期間	3年間＋1年間	（上記ア改正案）の期間＋1年間

(4) 運用上の見直し

暴力団排除条例遵守の明記や、助成金端数の取扱いの明記など、その他運用上の関係規定の整備を行います。

3 その他

- (1) 固定資産取得型への支援については、横浜市税制調査会の意見も踏まえ、税軽減を継続します。（固定資産税及び都市計画税：5年間 税率2分の1）
- (2) 市民雇用や市内発注に応じた助成は、継続します。

4 施行期日

平成27年4月1日

【参考1】条例の変遷

第1期（5年間） ＜平成16年4月～平成21年3月＞		第2期（3年間） ＜平成21年4月～平成24年3月＞		第3期（3年間） ＜平成24年4月～平成27年3月＞	
事業内容	支援内容等	対応	支援内容等	対応	支援内容等
工場・研究所建設	○投資額10～50億円未満 （中小企業1～5億円未満） → 税軽減のみ （税軽減：固定資産税・都市計画税 税率1/2（5年間））	継続	◎助成金の内容を見直し ・投資額に対する助成率 10%（研究所） 8%（工場・自社ビル） ・上限20億円（土地・家屋等各10億円）	継続	◎助成金の内容を見直し ・投資額に対する助成率 15%（多国籍企業の本社・研究所） 10%（本社・研究所） 8%（工場） 6%（事務所） ・上限20億円（土地・家屋等各10億円）
自社ビル建設	○投資額50億円～ （中小企業5億円～） → 税軽減及び助成金 （助成金：投資額の10%、 上限50億円）	継続		継続	・上限20億円（土地・家屋等各10億円）*多国籍企業の本社・研究所は30億円（土地10億円・家屋等20億円）
賃貸ビル建設		廃止		—	
テナント		新設	◎テナント支援を開始 助成金：法人市民税（法人税割）1/2相当額（上限1億円×3年）	継続	◎助成金の内容を見直し 助成金：法人市民税（法人税割）相当額（上限1億円×3年）*多国籍企業は4年
市民雇用 市内発注		—		新設	◎市民雇用に応じた支援 増加数に応じた助成金（上限5,000万円） ◎市内事業者発注に応じた支援 投資額（土地を除く）の1%の助成金

【参考2】成長分野育成ビジョン

〈成長・発展分野〉

※特に力を入れる3つの柱

- ①環境・エネルギー
- ②健康・医療
- ③観光・MICE

〈産業拠点戦略〉

右図のとおり



【参考3】平成26年12月18日 経済・港湾委員会報告資料抜粋

●企業立地促進条例の実績と効果

特定地域（参考4）で一定の条件を満たす事業所（事務所、研究所、工場）の設置等の事業計画を認定し、市税（固定資産税及び都市計画税）の軽減措置と助成金の交付を行います。

(1) 認定件数（平成27年2月12日現在）

前月までに100件の事業計画を認定しました。（大企業74件、中小企業26件）

【認定件数】

() 内は中小企業数

	第1期 適用期間 〈H16～H20年度〉	第2期 適用期間 〈H21～H23年度〉	第3期(※) 適用期間 〈H24～H26年度〉	合計
自社ビル	14件(3件)	4件(2件)	2件(0件)	20件(5件)
賃貸ビル	7件(1件)	—	—	7件(1件)
テナント	—	10件(0件)	9件(2件)	19件(2件)
工場、研究所	35件(11件)	9件(0件)	10件(7件)	54件(18件)
合計	56件(15件)	23件(2件)	21件(9件)	100件(26件)

※第3期は、平成27年2月12日現在の件数

(2) 雇用効果（平成26年1月現在） ※ 事業開始済の77件が対象

- ・今年1月の時点で事業を開始している認定企業77件による市内雇用者の増加数は、28,220人となります。

(3) 市内への発注状況（平成26年1月現在） ※ 事業開始済の77件が対象

- ・今年1月の時点で事業を開始している認定企業77件による建設等の発注額（累計）約3,115億円のうち、市内・準市内企業への発注額は約2,803億円となっています。
- ・事業活動に伴う発注額（1年間）約4,933億円のうち、市内・準市内企業への発注額は約932億円となっています。

(4) 支援額と税収額

- ・単年度ベースでは、平成23年度に認定企業の税収額（※）が約36億円、助成金と税軽減を合わせた支援額が約35億円となり、税収額が支援額を上回りました。平成24年度以降は、引き続き税収額が支援額を上回ります。
- ・累計ベースでは、平成25年度で、税収額が約176億円、支援額が約190億円となっていますが、平成27年度に税収額が支援額を上回る見込みです。

(※) 対象税目：固定資産税、都市計画税、法人市民税、事業所税

【参考4】特定地域（9地域）

